

官報

号外

平成二十六年六月十日

○第百八十六回 衆議院会議録 第三十一号

平成二十六年六月十日(火曜日)

議事日程 第二十四号

平成二十六年六月十日

午後一時開議

第一 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(環境委員長提出)

第二 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

原子力規制委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(環境委員長提出)

日程第二 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

情報公開・個人情報保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

土地鑑定委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸安全委員会委員任命につき同意を求めるの件

原子力規制委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(伊吹文明君) まず、お諮りをいたします。

内閣から、

情報公開・個人情報保護審査会委員

中央更生保護審査会委員長

労働保険審査会委員

土地鑑定委員会委員

運輸安全委員会委員

及び

原子力規制委員会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院

の同意を得たいとの申し出があります。

内閣からの申し出中、

まず、

情報公開・個人情報保護審査会委員に鈴木健太

君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、同意を与えることに決まりました。

次に、
情報公開・個人情報保護審査会委員に市川玲子君及び常岡孝好君を、

中央更生保護審査会委員長に安倍嘉人君を、
労働保険審査会委員に神尾真知子君を、

土地鑑定委員会委員に森田修君、清常智之君、
井出多加子君、亀島祝子君、小津稚加子君、若崎

周君及び河合芳樹君を、

運輸安全委員会委員に庄司邦昭君、小須田敏君
及び根本美奈君を

任命することについて、内閣の申し出のとおり同意を与えるに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力規制委員会委員に田中知君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力規制委員会委員に石渡明君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、同意を与えることに決まりました。

平成二十六年六月十日 衆議院會議録第三十一号

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案 学校教育法及び国立大学法人法の
一部を改正する法律案 議長の報告

二

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第一に移ります。

日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。

日程第一 地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(環境委員長提出)

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第一、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。環境委員長伊藤信太郎君。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔伊藤信太郎君登壇〕

○伊藤信太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、都道府県または市町村が、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であつて、当該事業を

実施する区域内への立ち入りについて、当該区域内に立ち入る者から收受する料金をその経費に充てるものを地域自然環境保全等事業とすることとしております。

第二に、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域を地域自然資産区域とすることとしております。

第三に、都道府県または市町村は、当該都道府県または市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画を作成することができるとし、この地域計画を作成しようとする都道府県または市町村は、地域計画の作成に関する協議及び地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。本案は、去る六日の環境委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることとしたものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがつて、本案は可決されました。

日程第二 学校教育法及び国立大学法人法の

一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第二、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長小淵優子君。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小淵優子君登壇〕

○小淵優子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長、教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月二十二日、本会議における趣旨説明及び質疑の後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、翌二十三日、下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、六月四日には参考人から意見を聴取いたしました。

六日には、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会及びみんなの党の四派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、原案と一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがつて、本案は委員長報告のとおり修正議決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十二分散会

出席國務大臣

法務大臣 谷垣 禎一君
文部科学大臣 下村 博文君
厚生労働大臣 田村 憲久君
国土交通大臣 太田 昭宏君
環境大臣 石原 伸晃君
國務大臣 菅 義偉君

○議長の報告

〔法律公布案上及び通知〕

一、去る五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

〔通知書受領〕

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律

独立行政法人通則法の一部を改正する法律

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

行政不服審査法

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

行政手続法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

ものづくり基盤技術振興基本法第八條の規定に基づく「平成二十五年年度のものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

環境基本法第十二條第一項の規定に基づく「平成二十五年年度環境の状況」に関する報告

環境基本法第十二條第二項の規定に基づく「平成二十六年年度環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四條第一項の規定に基づく「平成二十五年年度循環型社会の形成の状況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四條第二項の規定に基づく「平成二十六年年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十條第一項の規定に基づく「平成二十五年年度生物の多様性の状況」に関する報告

生物多様性基本法第十條第二項の規定に基づく「平成二十六年年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

(要求書受領)

一、去る六日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に鈴木健太郎、市川玲子君及び常岡孝好君を任命したので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、中央更生保護審査会委員長に安倍嘉人君を任命したので、更生保護法第六條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、労働保険審査会委員に神尾真知子君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、土地鑑定委員会委員に森田修君、清常智之君、井出多加子君、亀島祝子君、小津雅加子君、若崎周君及び河合芳樹君を任命したので、地価公示法第十五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、運輸安全委員会委員に庄司邦昭君、小須田敏君及び根本美奈君を任命したので、運輸安全委員会設置法第八條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、原子力規制委員会委員に田中知君及び石渡明君を任命したので、原子力規制委員会設置法第七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

安藤 裕君

小田原 潔君

神山 佐市君

末吉 光徳君

三ツ林裕巳君

椎名 毅君

赤枝 恒雄君

井野 俊郎君

福山 守君

三ツ林裕巳君

井野 俊郎君

赤枝 恒雄君

八木 哲也君

湯川 一行君

福山 守君

井坂 信彦君

小田原 潔君

安藤 裕君

三ツ林裕巳君

井野 俊郎君

赤枝 恒雄君

八木 哲也君

湯川 一行君

福山 守君

井坂 信彦君

小田原 潔君

安藤 裕君

三ツ林裕巳君

井野 俊郎君

八木 哲也君

湯川 一行君

井坂 信彦君

神山 佐市君

末吉 光徳君

三ツ林裕巳君

井野 俊郎君

赤枝 恒雄君

八木 哲也君

湯川 一行君

福山 守君

井坂 信彦君

小田原 潔君

安藤 裕君

三ツ林裕巳君

井野 俊郎君

赤枝 恒雄君

八木 哲也君

湯川 一行君

福山 守君

井坂 信彦君

小田原 潔君

安藤 裕君

三ツ林裕巳君

井野 俊郎君

赤枝 恒雄君

八木 哲也君

湯川 一行君

福山 守君

井坂 信彦君

小田原 潔君

安藤 裕君

三ツ林裕巳君

井野 俊郎君

赤枝 恒雄君

八木 哲也君

湯川 一行君

井林 辰憲君

大久保三代君

生方 幸夫君

百瀬 智之君

中村 裕之君

八木 哲也君

安藤 裕君

田野瀬太道君

近藤 昭一君

勝俣 孝明君

川田 隆君

杉田 水脈君

安全保障委員

辞任

大野敬太郎君

中川 正春君

福山 守君

辻元 清美君

経済産業委員

辞任

小池 政就君

椎名 毅君

小池 政就君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任

武部 新君

西銘恒三郎君

青山 周平君

木内 均君

武部 新君

西銘恒三郎君

青山 周平君

木内 均君

武部 新君

西銘恒三郎君

原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

うゑの賢一郎君 武村 展英君
北村 茂男君 吉野 正芳君
白石 徹君 今枝宗一郎君
馬淵 澄夫君 寺島 義幸君
玉城デニー君 畑 浩治君
武村 展英君 鬼木 誠君
寺島 義幸君 吉田 泉君
鬼木 誠君 湯川 一行君
今枝宗一郎君 白石 徹君
湯川 一行君 うゑの賢一郎君
吉野 正芳君 北村 茂男君
吉田 泉君 馬淵 澄夫君
畑 浩治君 玉城デニー君

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任 補欠
武部 新君 門 博文君
富樫 博之君 神山 佐市君
藤井比早之君 穴見 陽一君
宮内 秀樹君 星野 剛士君
穴見 陽一君 村井 英樹君
門 博文君 勝沼 栄明君
村井 英樹君 福山 守君
福山 守君 赤枝 恒雄君
赤枝 恒雄君 藤井比早之君
勝沼 栄明君 武部 新君
神山 佐市君 富樫 博之君
星野 剛士君 宮内 秀樹君

科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

小池 政就君 林 宙紀君
林 宙紀君 小池 政就君

(議案提出)
一、去る五日、議員から提出した議案は次のとおりである。
衆議院規則の一部を改正する規則案(町村信孝君外二名提出)
衆議院情報監視審査会規程案(町村信孝君外二名提出)

一、去る六日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(環境委員長提出)

(議案送付)
一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
養豚農業振興法案(農林水産委員長提出)
花きの振興に関する法律案(農林水産委員長提出)

一、去る五日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
養豚農業振興法案
花きの振興に関する法律案
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
小規模企業振興基本法案
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(環境委員長提出)

(議案通知)

一、去る五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案
防衛省設置法等の一部を改正する法律案
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
行政手続法の一部を改正する法律案
行政不服審査法の一部を改正する法律案
行政不服審査法の一部を改正する法律案
行政不服審査法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案成立により改正される学校教育法の施行と学長の人事権に関する質問主意書(大熊利昭君提出)
医療裁判において判決後に鑑定結果の矛盾や誤り等が判明した場合に関する質問主意書(大西健介君提出)
医療法人徳洲会グループ選挙違反事件における徳田虎雄前理事長の起訴中止処分に関する質問主意書(大西健介君提出)

福島第一原子力発電所における「凍土壁」の選択経過及び代替工法に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
司法試験短答式試験に関する質問主意書(小池政就君提出)
竹島問題解決に向けた安倍晋三内閣の取り組みに関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)
NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員辻元清美君提出紛争時における在外邦人の国外脱出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中根康浩君提出正社員雇用増大のための中小企業の社会保険料負担軽減に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大熊利昭君提出私立大学等への補助金に関する会計検査院報告に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小池政就君提出中国軍機の自衛隊機への異常接近に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣における河野談話への検証作業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

平成二十六年五月二十七日提出
質問 第一八〇号

紛争時における在外邦人の国外脱出に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

紛争時における在外邦人の国外脱出に関する質問主意書

安倍総理大臣は、二〇一四年五月十五日の記者会見で、集団的自衛権に関する「基本的方向性」について述べた。その際に、具体的な事例として、紛争地に在留する邦人が国外脱出をはかる際に、米国の救助し、米国の艦船が輸送しているケースを例示して、集団的自衛権の必要性について訴えた。

以下、紛争時における在外邦人の国外脱出に関して質問する。

一 湾岸戦争において、在イラク邦人、在クウェート邦人及びその他の当該紛争国に在留していた邦人が、緊急事態に伴い国外脱出した際の個々の事例について

1 空路(本邦からの特別機や各国緊急特別機など)、海路(定期便及び臨時便など)、陸路など、どの国のどのような脱出手段を用いて、どのようなルートで脱出したか。脱出した日付及び人数はどうか。脱出者の民間人割合はどうか。それらについて、政府の把握している事例をすべて、時系列で明らかにされたい。

2 それらの個々の事例のうち、脱出手段の提供や脱出ルートの安全性確認・確保など、日本の在外公館が直接的に関与して脱出に至った事例はどれか。

3 それらの個々の事例のうち、米軍の艦船や飛行機、車両などが、邦人を救出した例はあるか。また、米国以外の当該紛争国の軍艦船や飛行機、車両などが、邦人を救出した例はあるか。

4 その他、在留邦人の脱出において、日本の在外公館が果たした役割はどのようなものであったか。

5 当該脱出において、政府全体としての対応は十分なものであったか、改善をはかるべき点があるとすればどこか。政府の見解を求めらる。

二 イラク戦争において、在イラク邦人及びその他の当該紛争国に在留していた邦人が、緊急事態に伴い国外脱出した際の個々の事例について

1 空路(本邦からの特別機や各国緊急特別機など)、海路(定期便及び臨時便など)、陸路など、どの国のどのような脱出手段を用いて、どのようなルートで脱出したか。脱出した日付及び人数はどうか。脱出者の民間人割合はどうか。それらについて、政府の把握している事例をすべて、時系列で明らかにされたい。

2 それらの個々の事例のうち、脱出手段の提供や脱出ルートの安全性確認・確保など、日本の在外公館が直接的に関与して脱出に至った事例はどれか。

3 それらの個々の事例のうち、米軍の艦船や飛行機、車両などが、邦人を救出した例はあるか。また、米国以外の当該紛争国の軍艦船や飛行機、車両などが、邦人を救出した例はあるか。

4 その他、在留邦人の脱出において、日本の在外公館が果たした役割はどのようなものであったか。

5 当該脱出において、政府全体としての対応は十分なものであったか、改善をはかるべき点があるとすればどこか。政府の見解を求めらる。

三 現在、日本政府と米国政府との間で、紛争地における邦人救出についての取り決めがあるか。または、過去に検討されたことはあったか。右質問する。

内閣衆質一八六第一八〇号
平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員辻元清美君提出紛争時における在外邦人の国外脱出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出紛争時における在外邦人の国外脱出に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

御指摘の「当該紛争国」や「緊急事態」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省において把握している限りでは、平成三年一月十七日の多国籍軍によるイラクへの武力行使に端を発するいわゆる湾岸戦争が始まった時点では、在イラク日本国大使館(以下「在イラク大使館」という。)館員、報道関係者等を除き、退避の意思を有する邦人は既に退避していた。

平成二年八月二日のイラクによるクウェート侵攻からいわゆる湾岸戦争の開戦に至るまでの

期間(以下「湾岸戦争開戦前の期間」という。)においては、邦人が商用航空便等で独自に退避した例もあり、邦人の退避の事例について網羅的に答えすることは困難であるが、同省において把握している我が国又は他国の支援によりイラク又はクウェートから邦人が退避した事例について、その退避した日、退避手段、退避人数及び退避ルートは次のとおりである。

同年九月一日 イラク政府のチャーター機により六十九名がイラクからヨルダンに退避

同年八月日 米国政府のチャーター機により一名がイラクからヨルダンに退避

同年十五日 米国政府のチャーター機により二十名がクウェートからイラクを経由し英国に退避

同年十月十一日 米国政府のチャーター機により三名がクウェートから英国に退避

同年十一月七日 日本政府のチャーター機により七十四名がイラクから本邦に退避

同年十二月八日 日本政府のチャーター機により四十一名がイラクからヨルダンに退避

同年十一月一日 日本政府のチャーター機により百五十五名がイラクからタイに退避

同年十三日 米国政府のチャーター機により九名がイラクからドイツに退避

同年十七日 日本政府のチャーター機により三十五名がイラクからタイに退避

なお、御指摘の「民間人」の定義が必ずしも明らかではないため、退避した邦人のうち、「民間人」の人数及び割合についてお答えすることは困難である。

一の3及び二の3について

御指摘の「当該紛争国」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省としては、お尋ねのいわゆる湾岸戦争時又は平成十五年三月二十日の米国等によるイラクへの武力

行使に端を発するいわゆるイラク戦争時に、米軍を含む他国の軍隊の艦船、飛行機又は車両による邦人の退避の事例があったとは承知してない。

一の4及び5並びに二の4及び5について

湾岸戦争開戦前の期間において、在イラク大使館及び在クウェート日本国大使館は、イラク及びクウェートにおける邦人の国外退避に係るイラク政府との折衝、イラクにおいて人質として拘束された邦人の解放交渉及び当該邦人への書簡等の取次ぎ、チャーター機等の邦人の退避手段の調査及び確保並びに搭乗支援等を行った。また、邦人の退避先の在外公館においては、当該邦人の受入れを行った。

また、イラクにおける邦人の自主的な退避を促す危険情報を出した平成十五年一月二十三日からいわゆるイラク戦争の開戦に至るまでの期間(以下「イラク戦争開戦前の期間」という。)において、在イラク大使館は、在留邦人に対して逐次安全確認及び情報提供を行うとともに、早期の退避を勧奨し、さらに一部の邦人を在イラク大使館館員と共に陸路で退避させる等の支援を行った。

政府としては、いずれの事例においても、その時々の状況に応じ、最大限可能な対応に努めたと認識しており、これらの経験も踏まえ、在外邦人保護の在り方につき不断に検討を行いつつ、在外邦人の安全確保に万全を期していく考えである。

二の1及び2について

御指摘の「当該紛争国」や「緊急事態」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、外務省において把握している限りでは、いわゆるイラク戦争が始まった時点では、報道関係者等を除き、退避の意思を有する邦人は既に退避していた。

イラク戦争開戦前の期間においては、邦人が商用航空便等で独自に退避した例もあり、邦人の退避の事例について網羅的に答えすることは困難であるが、同省において把握している我が国又は他国の支援によりイラクから邦人が退避した事例としては、平成十五年三月八日に在イラク大使館館員と共に六名の邦人が陸路でイラクからヨルダンに退避した例がある。

なお、御指摘の「民間人」の定義が必ずしも明らかではないため、退避した邦人のうち、「民間人」の人数及び割合についてお答えすることは困難である。

三について
政府としては、米政府と様々な協力について幅広い意見交換を行っているところであるが、事柄の性質上、お尋ねの点について個別具体的に答えすることは差し控えたい。

平成二十六年五月二十七日提出
質問 第一 八 一 号

正社員雇用増大のための中小企業の社会保険料負担軽減に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

正社員雇用増大のための中小企業の社会保険料負担軽減に関する質問主意書

各種統計調査の結果をみても、非正規社員に比べ、正社員の方が賃金水準、結婚率等が高く、正社員雇用を増やすことが消費拡大、少子化対策に寄与することは明白であると考ええる。

他方、赤字企業であっても負担せざるをえない企業の社会保険料負担が、企業経営や企業の正社員雇用拡大の障壁になっていると考える。

特に、雇用のおおむねを占める中小企業の社会保険料負担に対する助成が重要である。

諸外国でも、若年者、長期離職者、生活困窮者を正社員として雇用した場合、社会保険料の企業

負担分を助成する措置がとられている。

わが国においても、諸外国の政策例を踏まえた支援策を講じ、正社員雇用を増やし、ひいては景気対策、少子化対策につなげるべきと考え、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第一八一号
平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理 国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員中根康浩君提出正社員雇用増大のための中小企業の社会保険料負担軽減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出正社員雇用増大のための中小企業の社会保険料負担軽減に関する質問に対する答弁書

政府としては、社会保険料については、保険給付に要する費用を踏まえ、労働者に支払われる報酬額を算定基礎として、労働者及び事業主から、それぞれの負担能力に応じて徴収しているところであり、労働者が社会保険に加入することで、労働者が安心して就労できる基盤を整備することは労働者を雇用する事業主の責任であること、労働者の健康の保持及び労働生産性の増進が図られることが事業主の利益に資すること並びに現下の厳しい財政状況を勘案すると、事業主の社会保険料負担に対する助成等の措置を講ずることは困難である。

なお、企業に対する助成金の支給により、非正規雇用労働者の正社員としての就職や正社員転換を支援しているほか、ハローワークにおいて正社員の求人開拓を行うなど、正社員としての雇用の増加に取り組んでいるところである。

平成二十六年五月二十八日提出
質問 第一 八 二 号

私立大学等への補助金に関する会計検査院報告に関する質問主意書

提出者 大熊 利昭

私立大学等への補助金に関する会計検査院報告に関する質問主意書

平成二十四年六月に会計検査院が公表した会計検査報告のうち、「私費外国人留学生に対する授業料の減免において、経済的に修学困難な留学生の減免に係る選考基準が明記された規程等を整備させることなどにより、私立大学等経常費補助金(授業料減免特別補助)の交付が制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう是正改善の処置を求めたもの(以下「私費留学生授業料減免特別補助」に関する会計検査報告)では、授業料減免特別補助を実施した私立大学等に係る学校法人の数三百三十七学校法人(補助金交付額十二億三千九百二十二万九千九百九十九円)において、不適切な補助金の申請が行われていたと指摘されている。その発覚率は、実に、法人数ベースで約八十四%、交付額ベースで約八十九%という、驚異的な高さである。また、平成十五年度から平成二十四年度までの会計検査報告では、日本私立学校振興・共済事業団に対し、経常費補助金申請における専任教職員数の水増しと同一もしくは極めて類似性の高い内容の不当経理が繰り返して指摘されており、その数は十年間の合計で四十以上の学校法人に及び、金額ベースでも総額三億三千万円を超えている。このことを踏まえ、以下、質問する。

一 不当、不適切との指摘を受けたこれらの補助金、すなわち国民の税金は、その後どのように処理されたか。

二 平成二十五年二月二十日提出の質問主意書
「私立大学等への補助金に関する質問主意書」における、

「五 会計検査院による指摘を含む不当、不正な経理について」

(一) 会計検査院により、大学等への補助金等のうち、研究者ではなく学校法人が行った不当な経理が指摘される例があるが、こうした学校法人による不当経理等を防止する仕組みへの取り組みは如何に。

(二) 文部科学省は、研究者を対象に「預け金」「プール金」を含む公的研究費の不適切な経理に関する調査(平成二十三年十二月二十八日提出期限)を実施したところであるが、同様の調査を、研究費に限定せず施設整備費等にも広げ、学校法人およびその会を構成する理事、事務職員等に対しても行う必要はないのか。

の質問に対して、答弁書は、

「五の(一)について」
お尋ねについては、会計検査院により指摘された事項について、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団において、関係する学校法人等に対する周知を図るとともに、その適正な事務の実施を促している。

五の(二)及び六について

御指摘の取組は、御指摘の「研究費」については、不適切な経理に係る事実が依然として生じている状況を踏まえ、その不正使用を防止するために進めているものである。一方、御指摘の「施設整備費等」については、御指摘の「研究費」と同様の状況にあるとは考えられないことから、現時点では、御指摘の取組を行うことは考えておらず、・・・」

旨答えている。「私費留学生授業料減免特別補助に関する会計検査院報告」の指摘した、不適切な補助金申請の事実を踏まえても、これらの答弁には変わりはないか。

三 「私費留学生授業料減免特別補助に関する会計検査院報告」の調査結果は、三百三十七学校法人のうち高々二十五学校法人を選定して行った結果に過ぎず、今回は調査対象となっていない学校法人に調査対象を広げて再調査した場合、さらに不適切な補助金申請が発覚する可能性が高い。「私費留学生授業料減免特別補助に関する会計検査院報告」の公表後、文部科学省はそうした再調査を行ったか否か。行っていない場合、その理由は何か。

四 「私費留学生授業料減免特別補助に関する会計検査院報告」が指摘した事実は、学校法人が補助金申請にあたって、本来、前もって行っておくべき、必要な内部規則の制定を十二分に行っていない点において、管理運営に適正さを欠く補助金申請ということができ

る。平成二十五年十一月二十九日提出の質問主意書「私立大学等改革総合支援事業、私立大学の公共性、内部統制ならびに補助金に関する質問主意書」において、

三三 (中略)

(二) そうした内部統制を実効あらしめるため、私立大学等では学内規則を整備し、理事等や学長を含めた、すべての関係者がそれを遵守しなければならないと考えるが、いかがか。・・・」

の質問に対して、答弁書は、
「学校法人においては、必要な学内諸規程の整備を図るとともに、当該学校法人の役員及び教職員等は当該規程を遵守する必要があると考えている。また、当該規程への違反を含め、その管理運営が適正さを欠くとの事実が確認された学校法人に対しては、指導を行うとともに、必要に応じて私立大学等経常費補

助金を減額して交付し、又は交付しないこととしている。」

旨答えている。いうまでもなく、私立大学等への補助金は国民の税金であり、正しく交付され、使用されているかは常に厳しくチェックされなくてはならないが、平成二十六年四月一日より、消費税率が五%から八%に引き上げられ、国民の税負担が増していることを受け、これまで以上に、私立大学の補助金へのモニタリングを厳格化させる必要はないか。また、そのために、「私費留学生授業料減免特別補助に関する会計検査院報告」をはじめとした一連の会計検査院報告を受けて、今後、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団の調査活動を拡充し、またそのための機能を強化する必要はないか。

右質問する。

内閣衆質一八六第一八二号
平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員大熊利昭君提出私立大学等への補助金に関する会計検査院報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員大熊利昭君提出私立大学等への補助金に関する会計検査院報告に関する質問に対する答弁書

一について

平成十五年度から平成二十四年度までの会計検査院の決算検査報告において経理が不当と認められるものとして指摘された私立大学等経常費補助金については、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)を通じ、全額国

庫に返納されている。また、御指摘の私費外国人留学生に対する授業料の減免に係る補助金(以下「授業料減免特別補助」という。)については、同院の平成二十三年決算検査報告では、授業料減免特別補助の交付が制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう是正改善の処置が求められたところであり、これを受けて、当該指摘事項について関係する学校法人等に対する周知を図るとともに、その適正な事務の実施を促している。

二及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の平成二十三年決算検査報告も含め、平成十五年度から平成二十四年度までの会計検査院の決算検査報告を受けて、先の答弁書(平成二十五年三月一日内閣衆質一八三第二七号)五の(二)についてお答えしたとおり、同院により指摘された事項について、文部科学省及び事業団において、関係する学校法人等に対する周知を図るとともに、その適正な事務の実施を促しているところである。また、今年度においては、適正な事務の実施を更に促すため、事業団において、私立大学等経常費補助金に係る実地調査の対象学校数を昨年度に比して増加させる予定である。

三について

御指摘の会計検査院の平成二十三年決算検査報告を受けて、平成二十四年九月に、事業団において、平成二十三年に授業料減免特別補助の対象となった二百六十九校に対して実施状況調査を行った。なお、当該調査の結果によれば、減免対象者の選考基準を定めていない又は減免対象者の経済状況の確認をしていない学校は八校であり、当該学校に対する授業料減免特別補助については、事業団を通じ、全額国庫に返納されている。

平成二十六年六月十日 衆議院會議録第三十一号 議長の報告

平成二十六年五月二十八日提出
質問 第一八三号

中国軍機の自衛隊機への異常接近に関する質問主意書

提出者 小池 政就

中国軍機の自衛隊機への異常接近に関する質問主意書

防衛省の発表によれば、平成二十六年五月二十四日午前十一時頃及び十二時頃、東シナ海の公海上空において、自衛隊機二機が、中国軍の戦闘機二機による異常な接近を受けるという事案が発生した。

この異常接近が起きた現場は、日本の防空識別圏と、中国が平成二十五年十一月二十三日に設定した防空識別圏の重なる空域であった。

この点を踏まえて、以下質問する。

一 中国が防空識別圏を設定してから現在まで、同識別圏と日本の防空識別圏が重なる空域で、自衛隊機及び中国軍機は、それぞれ対領空侵犯に備えた緊急発進（スクランブル）を何回行ったか。

二 中国が防空識別圏を設定する前の段階で、防空識別圏を設定してから現在までと同じ期間において、上記空域で自衛隊機及び中国軍機は、それぞれスクランブルを何回行ったか。

三 平成二十五年十二月六日の安全保障委員会において、小野寺国務大臣は、対領空侵犯措置については武器の使用やその他の要件を明確に規定していないが、部隊の行動基準の中でしっかりと対応していく旨の答弁をしている。戦闘機は高速で飛行することから、防空識別圏から領空への侵犯は短時間で行われる。そこで、防空識別圏においても、現場の自衛官が適切な対応を採ることができるよう、部隊行動基準等は定め

られているか。また、今回の事案において、行動基準等に従って対応がなされたか。
右質問する。

内閣衆質一八六第一八三号

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員小池政就君提出中国軍機の自衛隊機への異常接近に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小池政就君提出中国軍機の自衛隊機への異常接近に関する質問に対する答弁書

一及び二について

航空自衛隊の航空機による緊急発進の回数については年度の四半期ごとに公表することとしており、特定の期間における、又は特定の地域への緊急発進の回数については、航空自衛隊の対応能力を明らかにするおそれがあることから、お答えを差し控えたい。また、中国軍の活動状況については、自衛隊の情報収集・分析能力を明らかにするおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

三について

お尋ねの「部隊行動基準等」については、個別の状況につきその存否や具体的な内容を明らかにすることにより、今後の自衛隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

平成二十六年五月二十八日提出
質問 第一八四号

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する再質問主意書

昭和四十一年に静岡県で発生した強盗殺人放火事件で犯人とされ、死刑が確定した元プロボクサーの袴田巖氏は、冤罪を訴え、再審請求を行ってきた。その袴田氏に対し、本年三月二十七日、静岡地方裁判所は、死刑および拘留の執行停止と再審開始を決定した。右と「政府答弁書」（内閣衆質一八六第一五〇号）はじめ過去の関連答弁書、並びに「前回答弁書」（内閣衆質一八六第一六三号）を踏まえ、再質問する。

一 袴田氏は四十八年もの間身柄を拘束され続けてきたが、今回袴田事件の再審が決定したこと

で身柄が釈放された。右に対する政府の見解、更には一人の国民の自由がこのように長期間奪われ続けてきたことに対する安倍晋三内閣総理大臣の率直な見解を求めたところ、過去の答弁書では「現在再審請求審係属中の刑事事件に関

わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。」との答弁が繰り返されていた。右の答弁内容を求めたのは、安倍総理ご自身の判断であるのかとの問いに対し、「政府答弁書」では「法務省刑事局において起案し、同省において

しかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。」との答弁がなされている。右の決裁に関わった者の官職氏名について、「前回答弁書」では「お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。」との答弁がなされ

ている。法務省として、「その官職氏名を明らかにする必要がある」とは考えていない」と考え

かにする必要があるとは考えていない」と考える理由は何か、改めて説明されたい。

二 袴田氏の弁護団、支援者は、袴田氏が逮捕された当時、時に一日十時間以上の長時間に渡る取調べを受け、しかもその際に、警察官により棍棒で殴られる等の熾烈な暴力にさらされたと訴えている。右の経緯につき、政府、特に法務省、検察庁として調査をしているか。調査結果云々は問うことはしないところ、調査をしているか否かのみ、明らかにされたいとの質問に対し、過去の答弁書では「現在再審請求審係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。」とされていた。調査をしたか否かだけを明らかにすることすらできないのはなぜか、それを明らかにすることにより、再審請求審係属中の刑事事件にどのような影響が出るのかとの問いに対し、「政府答弁書」では「裁判所に予断を与える」とされている。調査の有無を明らかにすることになると

政府が考える理由について、「前回答弁書」では「現在再審請求審係属中の事件における公表していない捜査機関等の活動内容を裁判所に推知させることとなるため、裁判所に予断を与えるものと考える。」とされている。冒頭述べた、袴田氏が逮捕以来受けたとされる行為については、各種報道機関により報道され、広く周知されているものである。そのことに対し、当事者たる政府として調査をすることはいわずに当然であり、仮に調査をしていることを公にしたところ

で、当たり前の事実が述べられたにすぎず、裁判所に予断を与えることにはならないのではないのか。何故に予断を与えると考えるのか、答えられたい。

三 今回の即時抗告を最終的に判断し、決定した者は誰であるのかとの問いに対し、「政府答弁

書」では「政府答弁書」では「お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。」との答弁がなされ

ている。法務省として、「その官職氏名を明らかにする必要がある」とは考えていない」と考え

かにする必要があるとは考えていない」と考える理由は何か、改めて説明されたい。

書」では(御指摘の即時抗告については、静岡地方検察庁検察官により行われた」とされているが、当方は、即時抗告の事務的手続きを行った者を問うているのではない。即時抗告を行うという判断に最終的責任を負う者は誰であったのかを問うたところ、「前回答弁書」では「お尋ねの最終的責任を負う者」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかでない」とされている。当方は、端的に言えば即時抗告を行うと判断した責任者は誰かと問うているところ、明確に答えられない。

四 袴田事件の即時抗告をするにあたり、静岡地方検察庁は上級庁に一切相談しなかったのか。右質問する。

内閣衆質一八六第一八四号

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出いわゆる袴田事件に係る再審請求決定に対する即時抗告等に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一五〇号)一についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一五〇号)一についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの答弁書の決裁に関与した職員について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

平成二十六年六月十日 衆議院会議録第三十一号

議長報告

年五月二十七日内閣衆質一八六第一六三号。以下「前回答弁書」という。二についてでお答えしたとおり、現在再審請求審係属中の事件における公表していない捜査機関等の活動内容を裁判所に推知させることとなるため、裁判所に予断を与えるものと考えている。

三について

お尋ねについては、前回答弁書三についてでお答えしたとおり、御指摘の即時抗告は、静岡地方検察庁検察官により行われたものと承知している。

四について

先の答弁書(平成二十六年四月二十五日内閣衆質一八六第一二五号)四から六までについてでお答えしたとおり、御指摘の即時抗告について、静岡地方検察庁検察官は、上級庁と適切に協議したものと承知している。

平成二十六年五月二十八日提出
質問 第一八五号

自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第三回質問主意書

二〇〇四年、海上自衛隊の護衛艦「たちかぜ」に勤務していた当時二十一歳の一等海士が自殺した事件(以下、「たちかぜ事件」という。)につき、本年四月二十三日、東京高等裁判所第二審判決が下された。東京高裁の鈴木健太裁判長は、一等海士の自殺と上司によるいじめの因果関係を認め、「上司が調査や適切な指導をしていれば、自殺は回避できた可能性がある」とし、国と上司の元二曹に計四百四十万円の賠償を命じた一審横浜地裁

判決を変更して、約七千三百万円の賠償を言い渡した。右の判決に対し、「前々回答弁書」(内閣衆質一八六第一四〇号)で政府、特に防衛省は「御指摘のいわゆる護衛艦「たちかぜ」乗員であった一等海士(当時)の自殺事案(以下「本件事案」という。))の東京高等裁判所の判決(以下「東京高裁判決」という。))において、一等海士(当時)の自殺について、二等海曹(当時)の暴行及び恐喝並びに上司、職員らの指導監督義務違反との間の相当因果関係が認められたこと、本件事案に関連して実施された艦内生活実態アンケートに対する各乗員の回答が記載されたアンケート用紙(以下「アンケート原本」という。))等に関する情報公開請求に対する文書の特定作業において、海上自衛隊横須賀地方総監部監察官(当時)及び護衛艦「たちかぜ」の艦長(当時)が、アンケート原本等を保存していたにもかかわらず、これらを特定せず隠匿した行為が違法であるというべきである旨判示されたこと等を重く受け止めており、再発防止に努めていく考えである。」との見解を示している。右と前回答弁書(内閣衆質一八六第一六五号)並びに「前々回答弁書」(内閣衆質一八六第一四〇号)を踏まえ、再度質問する。

一 今回、遺族の主張が全面的に認められるに至った背景には、「たちかぜ事件」が起きた後に行われた、いじめ行為の有無について調査したアンケート(以下、「アンケート」とする。))の存在が、現職の三等海佐の内部告発によって明らかにされたことがある。右について「前々回答弁書」では、「これまでの防衛省の調査では、不適切な文書管理が行われていたこと、アンケート原本に関する情報公開請求に対する不適切な対応があったこと、アンケート原本の存在を認識した担当者による報告の遅延があったこと等が、アンケート原本が平成二十四年六月二十日

までの間不存在とされてきたことの原因であることが判明している。」とされている。右の「不適切な文書管理」、「アンケート原本に関する情報公開請求に対する不適切な対応」、「アンケート原本の存在を認識した担当者による報告の遅延」が生じたのはなぜか、誰の指示により、右の行為がなされたのか、官職氏名を明らかにし、たうえで明確に答えられたいとの問いに対し、「前回答弁書」では「(前略)指示に基づきなされたものではなく、関係職員において、行政文書の管理を適正に行うために必要な法令に関する知識が不足していたこと、情報公開業務の重要性に対する認識が十分でなかったことなどの理由により生じたものであることが明らかにされている。」とされている。右の「関係職員」とは誰を指すのか、官職氏名を明らかにされたい。

二 一の「関係職員」が、一の答弁にあるように行政文書の管理等に係る必要な法令に関する知識や認識が不足していた理由は何か。

三 一の「関係職員」によって一の答弁にあるような行為がなされたことに対し責任を負う者は誰かとの問いに対し、「前回答弁書」では「防衛省において、関係者の責任等について調査を行っているところであり、現時点でお尋ねにお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。右の調査は誰の責任の下、どのような方法でいつまでをめどに行われるのか、それぞれ詳細に説明されたい。

四 三の調査に際し、文書による記録は作成されているか。また調査が終わった後に、当該文書は国民に開示されるか。

五 「前々回答弁書」の答弁には、「アンケート」の存在を指摘した三等海佐の処分を巡る種々報道について「承知していない」とされている。しかしその一方で、「前々回答弁書」が閣議決定され

本年五月十三日夜の記者会見において、河野克俊海上幕僚長は、三等海佐について「公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、処分するつもりはない」と述べている。閣議という重い手続きを経て決定された「前々回答弁書」に、三等海佐に関することを何も述べず、その後の記者会見で明らかにするというのは、国民から選ばれた国會議員を軽視する行為であり、国民を軽視していることに他ならない。右の経緯につき、「前

回答弁書」では、「前回回答弁書を内閣として決定した平成二十六年五月十三日の閣議後に三等海佐に対する調査が終了したことから、河野克俊海上幕僚長は同日の会見において、記者からの質問に応じ、三等海佐を処分する考えはない旨答えたものである」との説明がなされている。閣議にかけられる前に、「前々回答弁書」の作成が終わった日、時、分と、右答弁にある「三等海佐に対する調査」が終了した日、時、分をそれぞれ明らかにされたい。

六 河野幕僚長が記者会見に臨むにあたり、対外応答要領は作成されていたか。

七 六の要領は、事前に記者からの質問内容が告知された上で作成されたものか。

八 「三等海佐に対する調査」にしても、「前々回答弁書」の内容にしても、最終的な段階に至る前における内容の決定は決まるものであると史料する。それならば、「前々回答弁書」においても、三等海佐を処分する考えはない旨の答弁があつてしかるべきであり、それをせず、河野幕僚長の記者会見でその話が出るのは、質問主意書を軽視し、国民の代表たる国會議員、ひいては国民を軽視する所業であると言わざるを得ないと思えるが、小野寺五典防衛大臣の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第一八五号
平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出自殺した自衛官を巡る訴訟問題に対する防衛省の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、現在継続中の調査の具体的内容に関わる事柄であるので答弁を差し控えたい。

二について

お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、行政文書管理や情報公開業務の意義や重要性についての認識が十分であったことなどが理由と考えている。

三について

お尋ねの「調査」については、海上幕僚監部等において、関係者に対する聞き取り等により調査を実施しているところであるが、当該調査の終了見込みについて、現時点でお答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「調査」に際しては、文書を作成しており、当該文書の公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）等の規定に基づき適切に対応してまいりたい。

五について

お尋ねの「作成が終わった」との意味するところ必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十六年五月十三日内閣衆質一八六第一四〇

号）については、平成二十六年五月七日に防衛省において起案され、同月八日に同省内の決裁を終え、同月十三日の閣議において決定されたものである。他方、三等海佐に対する調査が終了したのは、同日午前十時頃である。

六及び七について

海上幕僚監部においては、河野克俊海上幕僚長の記者会見の前に対外応答要領を作成していたが、事前に記者からの質問内容を承知した上で作成したものではない。

八について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年五月二十七日内閣衆質一八六第一六五号）及び六についてでお答えしたとおりである。

平成二十六年五月二十九日提出
質問 第一八六号

安倍晋三内閣における河野談話への検証作業に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

安倍晋三内閣における河野談話への検証作業に関する質問主意書

本年三月十四日、参議院予算委員会において、安倍晋三内閣総理大臣は、いわゆる従軍慰安婦問題に関連する一九九三年の河野談話について、

「安倍内閣で見直すことは考えていない」と述べている。その一方で、菅義偉内閣官房長官は、「河野談話作成過程の実態を把握することが必要だ」と、同談話の検証作業は今後も継続する旨述べていた。右に関連し、菅長官は本年五月二十八日の衆議院予算委員会において、「政府の中枢に検証チームを作り、作業を行っている」と述べたと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 菅長官が述べた政府中枢にある検証チーム（以下、「チーム」とする。）による検証作業は、いつまでをめどに行われるのか説明されたい。二 報道によると「チーム」を構成するメンバーについて、法律の専門家とマスコミ関係者の計五名で構成されており、うち女性が三名含まれているとのことであるが、右のメンバーの氏名並びに職業について詳細を明らかにされたい。三 「チーム」のメンバーに対し、報酬は支払われているか。四 「チーム」の最高責任者は誰か。五 「チーム」のメンバーはどのような基準で、誰が最終的決断を下し、選定されたのか、詳細を明らかにされたい。六 「チーム」による検証が終了した後、その結果はどのようにして国民に明らかにされるのか説明されたい。右質問する。

内閣衆質一八六第一八六号
平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣における河野談話への検証作業に関する質問、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣における河野談話への検証作業に関する質問に対する答弁書

一及び六について

御指摘の「検証作業」については、今通常国会の会期中にその結果を取りまとめることができよう、作業を行っており、当該結果については、国会から求めがあれば、国会へ報告する考えであるとともに、公表する可能性についても検討しているところである。

二及び四について

お尋ねについては、御指摘の「メンバー」が静かな環境の下で作業を行うことができるようにするため、現時点で明らかにすることは差し控えたい。

三について

御指摘の「メンバー」に対し、報酬は支払われている。

五について

御指摘の「メンバー」は、作業の客観性及び公正性を確保する観点から、政府が選定したものである。

平成二十六年五月二十九日提出
質 問 第一一八七号

NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する質問書

提出者 鈴木 貴子

NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する質問書

問主意書

NHK経営委員を務める百田尚樹氏は、本年五月二十四日に自民党岐阜県連の定期大会に講師として出席した際、「軍隊は家に例えると、防犯用の力ギであり、(軍隊を持つことは)しっかりと鍵をつけようということ」としたうえで、バヌアツ、ナウルの国名を挙げ、「家に例えると、くそ貧乏長屋で、泥棒も入らない」との発言(以下、「百田発言」とする。)を行ったと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 政府として「百田発言」の内容を正確に承知しているか。

二 「百田発言」に対する政府の見解如何。

三 政府として、世界においてどの国家が軍隊等の武力組織を有しないか把握しているか。

四 政府として、「百田発言」にあるように、バヌアツ、ナウルが軍隊等の武力組織を有しないのは、同国の経済水準に理由があると考えているか。

五 政府として、NHK経営委員という公職の立場にある者が他国を揶揄する発言を行ったことに対し、百田氏本人に真意をたずねる考えはあるか。

六 百田氏は自民党という個別政党の会合に出席し、「百田発言」を行っている。またその際に「自民党のみならず、頑張つて下さい」との、同党を激励するかの発言も行っていると承知するが、政府としてその詳細を把握しているか。

七 六の百田氏の発言は、不偏不党の立場を求められるNHK経営委員の発言として適切であるか。

八 百田氏は本年二月の東京都知事選挙において応援演説をした際にも、他の候補を「人間のクズ」等と罵る等の言動を行っている。今回の一連の発言を見ても、百田氏はNHK経営委員の任に堪え得る人物ではないと考えるが、政府としてその人事を再考する考えはあるか。

内閣衆質一八六第一一七号

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出NHK経営委員が他国を揶揄する発言を行ったことに対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

一及び六について

御指摘のような発言に関する報道があったことは承知しているが、その発言の具体的内容は承知していない。

二及び七について

日本放送協会(以下「協会」という。)の経営委員会の委員が個人的に行つた発言等について、政府として見解を述べることは差し控えたい。

三及び四について

お尋ねの「軍隊等の武力組織」の定義が必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であり、また、お尋ねのような事項について網羅的には把握していない。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「他国を揶揄する発言を行ったこと」について、「百田氏本人に真意をたずねる」考えはない。

八について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十六年二月二十一日内閣衆質一八六第三一七号)七についてでお答えしたとおり、現在の協会の経営委員会の委員は、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。)第三十一条第一項に定められた手続に従つて選任されているものと認識しており、委員相互の真摯な議論を通じて、経営委員会全体として、法の規定に従い、その役割を果たしていただくことを期待している。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十六年六月六日

提出者

環境委員長 伊藤信太郎

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、入域料をその経費に充てて実施する事業又は自然環境トラスト活動を促進する事業を通じて自然環境を保全し、及びその持続可能な利用を推進することの重要性に鑑み、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定めることにより、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もつて地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地域自然環境保全等事業」とは、都道府県又は市町村が、自然公園法(昭和三十三年法律第百六十一号)第二条第二号に規定する国立公園(以下「国立公園」という。)、同条第三号に規定する国定公園(以下「国定公園」という。)、等の自然の風景地、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二条第一項第四号に規定する記念物に係る名勝地その他の自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であつて、当該事業を実施する区域内への立入りについて、当該区域内に立ち入る者から収

受する料金(次条第二項第一号及び第四条第二項第一号ハにおいて「入域料」という。)をその経費に充てるものをいう。

- 2 この法律において「自然環境トラスト活動」とは、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくはこれらに準ずる者として環境省令・文部科学省令で定めるもの(以下「一般社団法人等」という。)又は都道府県若しくは市町村が行う次に掲げる活動をいう。
- 一 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的として前項に規定する地域内の土地(その土地の定着物を含む。次号において同じ。)を取得すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、前項に規定する地域内の土地に係る活動であつて自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を目的とするものとして環境省令・文部科学省令で定めるもの

- 3 この法律において「自然環境トラスト活動促進事業」とは、都道府県又は市町村が、当該都道府県又は市町村の区域における自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するため、自然環境トラスト活動を促進する事業をいう。

- 4 この法律において「地域自然資産区域」とは、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動が行われる区域をいう。

(基本方針)

第三条 環境大臣及び文部科学大臣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を定

めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入域料に関する事項その他の地域自然環境保全等事業に関する基本的事項

二 自然環境トラスト活動に関する事項その他の自然環境トラスト活動促進事業に関する基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域自然環境保全等事業及び自然環境トラスト活動促進事業の実施に関する重要事項

3 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定めようとするときは、農林水産大臣、国土交通大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(地域計画の作成等)

第四条 都道府県又は市町村は、単独又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画(以下「地域計画」という。)を作成することができる。

2 地域計画には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 地域自然環境保全等事業を実施する場合次に掲げる事項

イ 地域自然環境保全等事業を実施する区域

ロ 地域自然環境保全等事業の内容

ハ 入域料に関する事項

二 計画期間

ホ その他地域自然環境保全等事業の実施に関し必要な事項

二 自然環境トラスト活動促進事業を実施する場合 次に掲げる事項

イ 自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域

ロ イの自然環境トラスト活動の内容

ハ 自然環境トラスト活動促進事業の内容

二 計画期間

ホ その他自然環境トラスト活動促進事業の実施に関し必要な事項

3 都道府県又は市町村は、地域計画を作成しようとする場合において、前項第二号ロに掲げる事項に当該都道府県又は市町村以外の者が行う自然環境トラスト活動に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

4 次に掲げる者は、都道府県又は市町村に対して、当該都道府県又は市町村の区域に係る地域計画の案の作成についての提案をすることができ。

一 当該都道府県又は市町村の区域内の土地の所有者等(土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者をいう。以下同じ。)

二 当該都道府県又は市町村の区域内の土地について自然環境トラスト活動を行おうとする一般社団法人等

5 前項の提案を受けた都道府県又は市町村は、当該提案を踏まえた地域計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

6 都道府県又は市町村は、地域計画を作成しようとする場合において、第二項第一号ロ又は第二号ロ若しくはハに掲げる事項に係る行為(以下この項及び次項において「地域自然環境保全等事業に係る行為」という。)が次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、環境大臣に協議し、地域自然環境保全等事業に係る行為が第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる行為のいずれかに該当する場合にあつては、その同意を得なければならない。

一 国立公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

二 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第四項若しくは第二十七条第三項の許可又は同法第二十八条第一項の届出を要する行為

三 自然環境保全法第三十条において読み替えて準用する同法第二十一条第一項後段(同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。)の規定による協議を要する行為

四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第三十七條第四項の許可又は同法第三十九條第一項の届出を要する行為

五 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十四条第二項(同法第三十七條第四項に係る部分に限る。)の規定による協議を要する行為

六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九條第七項に規定する国指定特別保護地区

の区域内において行う行為であつて、同項の許可を要するもの

7 市町村は、地域計画を作成しようとする場合において、地域自然環境保全等事業に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該事項について、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、当該都道府県と共同して地域計画を作成しようとする場合は、この限りでない。

一 国定公園の区域内において行う行為であつて、自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可又は同法第三十三条第一項の届出を要するもの

二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項に規定する都道府県指定特別保護地区の区域内において行う行為であつて、同項の許可を要するもの

知事

8 都道府県又は市町村は、地域計画を作成しようとする場合において、第二項第二号イに掲げる区域に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三号各号に掲げるもの又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備であつて、環境省令・文部科学省令で定めるもの(以下この項において「公共施設等」という。)の用に供され、又は供されることが予定されている土地が含まれるときは、あらかじめ、当該公共施設等を管理する者その他の環境省令・文部科学省令で定める者に協議しなければならない。

9 都道府県又は市町村は、地域計画を作成しようとするときは、当該地域計画に記載しようとする事項について、次条第一項の協議会が組織

されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には土地の所有者等その他の環境省令・文部科学省令で定める者(前項の環境省令・文部科学省令で定める者を除く。)に協議をしなければならない。

項第二号イの自然環境トラスト活動を行う一般社団法人等(以下「都道府県等」という。)が国立公園又は国定公園の区域内において地域計画に従つて自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

10 都道府県又は市町村は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 都道府県等が国立公園又は国定公園の区域内において地域計画に従つて行う行為については、自然公園法第三十三条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

11 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(自然環境保全法の特例)
第七條 都道府県等が自然環境保全法第二十二條第一項の規定により自然環境保全地域として指定された区域(次項において「自然環境保全地域」という。)内において地域計画に従つて同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、これらの許可があつたものとみなす。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

2 都道府県等が自然環境保全地域の区域内において地域計画に従つて行う行為については、自然環境保全法第二十八条第一項及び同法第三十条において読み替へて準用する同法第二十一条第一項後段(同法第二十五条第四項又は第二十七条第三項に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

一 地域計画を作成しようとする都道府県又は市町村

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の特例)
第八條 都道府県等が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により生息地等保護区として指定された区域(次項において「生息地等保護区」という。)内において地域計画に従つて同法第三十七条第四項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

二 地域計画に記載しようとする自然環境トラスト活動を行うと見込まれる一般社団法人等

2 都道府県等が生息地等保護区の区域内において地域計画に従つて行う行為に該当する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。

三 前二号に掲げる者のほか、土地の所有者等、関係住民、関係事業者、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県又は市町村が必要と認める者

(土地の取得)
第十二條 国及び都道府県は、地域自然資産区域内の土地が、国立公園の区域内に含まれるものである等の理由により、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要であると認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとする。

3 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六條 都道府県若しくは市町村又は第四条第二項(自然公園法の特例)

(広報活動等)

第十三条 国、都道府県及び市町村は、広報活動等を通じて、自然環境トラスト活動に関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。
(権限の委任)

第十四条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十六号)の施行の前日である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第四条第六項第六号及び第七項第二号並びに第九条見出しを含む。)の規定の適用については、これらの規定中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」とあるのは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」とする。

(経過措置)

第三条 環境大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行前においても、第三条第一項から第三項までの規定の例により、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する基本方針を定めることができる。

2 環境大臣及び文部科学大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利

用の推進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三条第一項及び第二項の規定により定められた基本方針とみなす。

理 由

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図り、もって地域社会の健全な発展に資するため、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関し、基本方針の策定、地域計画の作成等について定め、地域計画に基づく事業又は活動の実施について自然公園法等の特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案

右

平成二十六年四月二十五日
内閣総理大臣 安倍 晋三

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第四項中「の職務を助けるを」を助け、命を受けて校務をつかさどる」に改める。

第九十三条第一項を次のように改める。

大学に、教授会を置く。

第九十三条第一項の次に次の二項を加える。

教授会は、学長が次に掲げる事項について

決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了
二 学位の授与
三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(国立大学法人法の一部改正)

第二条 国立大学法人法(平成十五年法律第一百二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「うちから」の下に、「学長選考会議が定める基準により」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

第二十条第三項を次のように改める。
経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

第二十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が

指名する者を評議員とする。
第二十七条第三項を次のように改める。

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二条の規定による改正後の国立大学法人法(以下「新国立大学法人法」という。)の施行の状況、国立大学法人(新国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化

等を図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 学校教育法の一部改正

(一) 副学長の職務について、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする。

(二) 教授会の役割の明確化

(1) 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることをすること。

(2) 教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする。

2 国立大学法人法の一部改正

(一) 国立大学法人の学長の選考の基準及び学長の選考の結果等の公表等

(1) 国立大学法人の学長の選考は、学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととする。

(2) 国立大学法人は、学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が学長選考の基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならないこととする。

(二) 国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数は、当該国立大学法人等の役員又は職員以外の者で大学等に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長等が任命する委員でなければならないこととする。

(三) 国立大学法人の教育研究評議会の組織に

ついて、学校教育法第九十二条第二項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる副学長を置く場合には、当該副学長を教育研究評議会の評議員とすること。

3 附則

(一) この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後適当な時期において、2による改正後の国立大学法人法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

二 議案の修正議決理由

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる本議案は、おおむね妥当なものと認めるが、学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項のうち、「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」を「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」とする修正を行うことを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年六月六日

文部科学委員長 小淵 優子
衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

(小字及び―は修正)

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項の次に次の二項を加える。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

〔別紙〕

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

二 私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がなされるよう配慮すること。

三 学校教育法第九十三条第二項第三号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。

四 国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すること。

五 学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。

六 教育の機会均等を保障するため、国立大学の配置は全国的に均衡のとれた配置を維持すること。

七 国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中最低水準であることに配慮し、高等教育に係る全体の予算拡充に努めること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二一八円 一〇円